

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 制度の仕組み

居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）が前6か月に作成したケアプランにおいて、対象サービスのいずれかについて、正当な理由なく特定の事業者の割合が80%を超えた場合、当該居宅介護支援事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から、1人につき月200単位を減算するもの。

○ 判定期間 （前期：3月～8月、後期：9月～2月）

○ 減算適用期間 （前期判定分：10月～3月、後期判定分：4月～9月）

【計算式の具体例】

訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷訪問介護を位置付けた計画数
※通所介護・地域密着型通所介護の算定方法は別紙2を参照のこと

2. 手続き

算定の結果、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合については、前期は毎年9月15日までに、後期は毎年3月15日までに、以下の(1)～(5)を記載した書類（様式1・2）を福岡市長に提出する必要がある。（内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない。）

なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所において、当該書類を5年間保存すること。

- | |
|---|
| <p>(1) 判定期間における居宅サービス計画数</p> <p>(2) 対象サービスのそれぞれが位置づけられた居宅サービス計画数</p> <p>(3) それぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名</p> <p>(4) 算定方法で計算した割合</p> <p>(5) 算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由</p> |
|---|

【対象サービス】

・ 訪問介護 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 福祉用具貸与

3. 判定を行う上での注意事項

1 紹介率最高法人の考え方
(1)「法人」の考え方について 同一法人単位で判断します。系列法人は含みません。
(2)「割合」について 80%を超えた場合のみ提出が必要です。0.001%でも超えれば、超えたものとみなします。
(3)「一人の利用者が、同一サービスについて複数事業所を利用する場合」について 一人の利用者が、同一サービスについて複数事業所を利用する場合には、(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、<u>利用した事業所の法人ごとに</u>1件ずつ計上しますが、②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数は「1」となります。 (具体例) ○ 一人の利用者が2か所の通所介護事業所を利用し、その事業所の法人が“A法人”と“B法人”の別法人であれば、“A法人”と“B法人”で「1件ずつ」カウントしますが、同じ“A法人”の事業所であった場合には、“A法人”「1件」としてカウントし、②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数も「1」でカウントします。 なお、“A法人”が「紹介率最高法人」である場合には、「③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」を「1」でカウントします。
2 サービス毎の計画件数について
(1)「通院等乗降介助」について 通院等乗降介助のみ行っている訪問介護事業所も、訪問介護でカウントします。介護保険を利用せずに、自費利用やボランティア利用している場合は含みません。
(2)「介護予防サービス」について サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置づけた件数は含みません。
(3)「通所介護」について 認知症対応型通所介護は、通所介護の計画件数には含みません。
(4)「給付管理を行わなかった月の取り扱い」について ケアプランに位置付けているがサービス提供がなかった月は、計画件数にカウントしません。

(5)「月遅れで給付管理を行った場合」について 給付管理を月遅れで行った場合でも、サービス提供を行った月の計画件数に算定します。
3 減算対象者について 減算は、判定期間内に割合が 80%を超えた法人のサービスを利用していた者の居宅介護支援費だけでなく、<u>減算適用期間に居宅介護支援事業所が給付管理を行うすべての利用者に対する居宅介護支援費が対象</u>となります。

4. 福岡市における「正当な理由」の方針

(1) 居宅介護支援事業者の実施地域に各サービスが5事業所未満である場合 ※「居宅介護支援事業者の実施地域」とは、「運営規程に定める通常の事業実施地域」とします。（地域密着型サービスについては、実施地域を居宅介護支援事業者の所在する市町村。） ※訪問介護サービスにおいては、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業者の実施地域内に5事業所未満である場合を含みます。 【確認資料】運営規程、給付費明細書にて検証
(2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 【確認資料】特別地域居宅介護支援加算をしている書類にて検証
(3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である等、小規模事業所である場合 【確認資料】給付管理票総括票にて検証
(4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合 【確認資料】サービス毎の月別の計画件数一覧にて検証
(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者に集中していると認められる場合 ※「サービスの質が高い」とは、 ○先駆的・先験的な事業で国のモデル事業等として実施しているサービスの場合 ○利用者の自立向上が図られ、モデルとなるサービスの提供が行われていると、地域ケア会議において認められた利用者の場合（当該サービスの算定件数から除外する。）

※利用者の希望や、事業所独自サービスとして提供している場合については、「サービスの質が高い」として、客観的な検証が困難であるため、認められない。

【確認資料】モデル事業実施を証明する書類にて検証

地域ケア会議議事録、居宅サービス計画等にて検証

(6) その他、正当な理由と福岡市が認める場合

下記に該当する利用者は算定件数から除外する

(i) 社会福祉法人における減免制度を利用している者

【確認資料】給付費明細書にて検証

(ii) サービスの開始にあたって、市町村等(地域包括支援センターや在宅介護支援センターも含む)から、緊急時の対応として依頼された事例や、受託事業に該当する利用者

【確認資料】市町村からの検証書類、及び経緯が明らかな文書(ケアプランや支援経過等)にて検証

(iii) 65 歳未満の全額生活保護の利用者(被保険者番号が「H」から始まる利用者)

【確認資料】給付費明細書等にて検証